



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *15 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *16 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 1
- *17 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則 (")..... 2
- *18 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)..... 35
- *19 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 35
- *20 和歌山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則 (福祉保健総務課)..... 36
- *21 和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 37
- *22 和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則 (")..... 38

規 則

和歌山県規則第15号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年和歌山県規則第114号) の一部を次のように改正する。

第2条の表8の項中「第2条の表46の項 (3)」を「第2条の表45の項 (3)」に改め、同表9の項中「第2条の表47の項 (18)」を「第2条の表46の項 (18)」に改め、同表10の項中「第2条の表73の項 (2)」を「第2条の表72の項 (2)」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 (平成25年和歌山県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県環境表彰選考委員会の項の次に次のように加える。

和歌山県太陽光発電事業調査審議会	12人以内	学識経験を有する者	2年以内	環境生活部
------------------	-------	-----------	------	-------

別表第1和歌山県地域グリーンニューディール基金活用検討委員会の項を削り、同表和歌山県環境衛生研究センター倫理審査委員会の項中「3人」を「5人」に改める。

別表第2和歌山県長寿社会対策推進会議の部の前に次のように加える。

和歌山県太陽光発電事業調査審議会	土木部会	太陽光発電事業の実施に伴う土地の造成に関する災害の防止上の重要事項の調査審議に関する事務
	設備部会	太陽光発電事業に用いる太陽光発電設備に関する重要事項の調査審議に関する事務
	環境部会	太陽光発電事業の実施による周辺環境への影響（景観への影響を除く。）に関する重要事項の調査審議に関する事務
	景観部会	太陽光発電事業の実施による景観への影響に関する重要事項の調査審議に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1和歌山県地域グリーンニューディール基金活用検討委員会の項を削る改正規定及び同表和歌山県環境衛生研究センター倫理審査委員会の項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 太陽光発電事業

第1節 認定（第3条-第10条）

第2節 設置（第11条・第12条）

第3節 維持管理（第13条）

第4節 廃止（第14条）

第3章 雑則（第15条-第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 太陽光発電事業

第1節 認定

（太陽光発電事業計画）

第3条 太陽光発電事業計画は、太陽光発電事業について県民の理解と本県の環境との調和の確保を旨と

して、県との協議の内容並びに関係市町村の長及び自治会等その他の太陽光発電事業に関し利害関係を有する者の意見を考慮し、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上必要な措置が講じられるよう定めなければならない。

2 太陽光発電事業計画は、別記第1号様式によるものとする。

3 太陽光発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図
- (6) 排水施設計画平面図
- (7) 擁壁、排水施設その他の災害の発生を防止するために必要な施設及び工作物の構造図その他の法令に定める技術基準に適合することを確認できる書面
- (8) 事業区域内に崖がある場合は、当該崖の断面図及び安定計算書（土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載したものをいう。）
- (9) 事業区域及びその周辺の現況写真
- (10) 太陽電池の支持物の構造強度に関する書面として、次に掲げるもの
 - ア 構造の詳細を記載した図面
 - イ 構造計算書
 - ウ 基礎及び地盤に関する説明書
- (11) 条例第11条第1項第10号に規定する場合に該当するときは、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定の例により作成した同項の届出に相当する書面
- (12) その他知事が必要と認める書面

4 条例第3条第2項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業区域内に森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林をいう。第15条第2項第2号において同じ。）がある場合は、その位置及び面積
- (2) 太陽光発電設備から生ずる反射光による事業区域の周辺的生活環境への影響を防止するために講ずる措置
- (3) その他知事が必要と認める事項
（太陽光発電事業計画の案の協議）

第4条 太陽光発電事業実施予定者は、条例第4条の規定により知事と協議をしようとするときは、別記第2号様式により申し出なければならない。

2 太陽光発電事業実施予定者は、条例第4条の規定により関係市町村の長と協議をしようとするときは、別記第2号様式により知事を経由して申し出なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、太陽光発電事業計画の案の協議の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

（太陽光発電事業計画の案の説明）

第5条 条例第5条の規定による太陽光発電事業計画の案の説明会は、次に掲げる方法その他知事が適当と認める方法により行わなければならない。

- (1) 公民館その他の集会施設において行うこと。
- (2) 自治会等ごとに1回以上行うこと。
- (3) 自治会等の区域内の住民の参加が見込まれる日時及び場所を選定すること。
- (4) 太陽光発電事業計画の案の説明を行うことについて印刷物の配布その他適切な方法により周知を図ること。

- (5) 住民の求めに応じて太陽光発電事業計画の案又はその概要を記載した書面が提供されること。
- (6) 説明の方法が住民の理解を深めるよう配慮されたものであること。

(太陽光発電事業計画の公表)

第6条 条例第6条の規定による太陽光発電事業計画の公表は、次に掲げる場所のいずれかに備え置き、公衆の縦覧に供する方法により行うとともに、当該太陽光発電事業計画の概要をインターネットその他の情報通信の技術を利用する方法による公表により行うものとする。

- (1) 関係市町村の区域内にある太陽光発電事業実施予定者の事務所
- (2) 条例第5条の規定により太陽光発電事業計画の案の説明を行った場所
- (3) 関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
- (4) その他知事が公衆の縦覧に供する場所として適当と認める場所

2 前項の公表の期間は、太陽光発電事業計画を作成した日から当該太陽光発電事業計画に係る条例第8条の規定による縦覧の期間が満了する日（当該太陽光発電事業計画に係る条例第3条第1項の規定による認定の申請を行わない場合にあつては当該認定の申請を行わないと決定した日、当該太陽光発電事業計画に係る同項の規定による認定の申請を取り下げた場合にあつては当該認定の申請を取り下げた日）までの間とする。

3 太陽光発電事業実施予定者は、第1項の公表をしたときは、速やかに、別記第3号様式により、知事、関係市町村の長及び自治会等の代表者へ通知しなければならない。

(太陽光発電事業計画の認定の申請)

第7条 条例第7条第1項の申請書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の申請書並びに条例第7条第2項及び第3項の規定により添付する書面の提出部数は、知事が指定する提出部数とする。

3 条例第7条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 太陽光発電事業実施予定者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定による認定を受けているものである場合は、同条第5項の規定により経済産業大臣が公表する事項
- (2) その他知事が必要と認める事項

4 条例第7条第2項第3号の規則で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第4条の規定による協議の結果を記載した書面
- (2) 太陽光発電事業実施予定者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、太陽光発電事業実施予定者が個人である場合は住民票
- (3) 別記第5号様式による書面
- (4) その他知事が必要と認める書面

5 条例第7条第3項本文の書面は、別記第6号様式によるものとする。

6 条例第7条第3項ただし書の規則で定める場合は、条例第3条第1項の規定による認定の申請に係る前項の書面に記載する事項の全部が過去になされた条例第3条第1項による認定又は条例第18条第1項の規定による変更の認定に係る前項の書面に記載した事項と同一である場合とする。

(意見書の提出)

第8条 条例第10条第1項の意見書は、別記第7号様式によるものとする。

(太陽光発電事業の環境に及ぼす影響の評価)

第9条 条例第11条第1項第8号の規定により環境に及ぼす影響を総合的に評価する場合は、和歌山県環境影響評価条例（平成12年和歌山県条例第10号）第4条第1項に規定する技術指針に定めるところにより行う評価（同条例第20条第2項に規定する環境影響評価書に係る部分に限る。）に準じて行うものとする。

2 前項の場合にあつては、既存資料の整理及び解析の方法による調査（当該既存資料では評価できない場合の現地調査を含む。）に基づき行わなければならない。

(認定の公表)

第10条 条例第11条第4項の規定による公表は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 条例第11条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定太陽光発電事業実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認定太陽光発電事業計画に定める太陽光発電事業の内容及びその実施時期
- (3) 認定太陽光発電事業計画に定める事業区域の位置
- (4) 認定太陽光発電事業計画に定める太陽光発電設備の合計出力

第2節 設置

(工事の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、別記第8号様式によるものとする。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、別記第9号様式によるものとする。

3 認定太陽光発電事業実施者は、条例第13条第1項又は第2項に規定する工事が完了したときは、別記第10号様式による届出書を、知事に提出しなければならない。

(工事の停止命令等)

第12条 条例第14条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- (1) 条例第14条第1項の規定による命令の年月日
- (2) 前号の命令を受けた認定太陽光発電事業実施者（その工事の請負人又は現場管理者にも当該命令を発した場合のこれらの者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 第1号の命令を行った理由
- (4) 講ずべき措置の内容

第3節 維持管理

第13条 認定太陽光発電事業実施者は、条例第15条の規定により行った維持管理に係る測定、点検、検査その他の措置について記録し、当該措置を行った日から起算して3年間、当該記録を保存しなければならない。

第4節 廃止

第14条 条例第16条第2項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備を速やかに解体し、及び撤去するために講ずる措置
- (2) 前号の太陽光発電設備の廃止に伴い生ずる廃棄物を適正に処理するために講ずる措置
- (3) 前2号の措置の実施に当たって周辺的生活環境を保全するために講ずる措置
- (4) 第1号の太陽光発電設備の廃止後の事業区域について、自然環境、生活環境、景観等環境の保全及び災害の発生の防止の確保のために講ずる措置

2 条例第16条第3項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記第11号様式によるものとする。

3 前項の規定は、条例第16条第3項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の太陽光発電事業の廃止に関する実施計画の変更について準用する。

4 認定太陽光発電事業実施者は、第2項の届出（前項の規定による変更の届出があったときは、変更後のもの）後、太陽光発電事業の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、別記第12号様式による届出書を、知事に提出しなければならない。

第3章 雑則

(認定太陽光発電事業計画の変更等)

第15条 条例第18条第1項の規定による変更の認定の申請は、別記第13号様式によるものとする。

2 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、知事が認めるもののほか、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 太陽光発電設備の合計出力を増加する変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第1項の変更の認定を受けなければならない変更のうち、同法第3条に規定する調達価格の変更を伴わないものを除く。）

(2) 事業区域の面積の変更（その面積の増加が20%を超えるものに限る。）。ただし、当該事業区域が森林法第10条の2に規定する開発行為に係るものにあつては、当該事業区域の面積から当該事業区域内の森林の面積を除いて得た面積の増加が20%を超える変更とする。

(3) 土地の造成の方法における切土又は盛土の土量の変更（その土量の増加が20%以上のものに限る。）

(4) 擁壁、排水施設その他の災害の発生の防止上重要な施設又は工作物の新設若しくは廃止又はこれらの位置若しくは構造の著しい変更

(5) 太陽電池の合計出力を増加させる変更（その増加が3%以上又は3kW以上であるものに限る。）

(6) 変更内容が環境の保全上又は災害の発生の防止上著しい影響を及ぼすおそれがある変更

3 条例第18条第2項の規定による届出は、別記第14号様式によるものとする。

4 条例第18条第3項の規定による届出は、別記第15号様式によるものとする。

5 第3条から第10条まで（第7条第4項第2号並びに第10条第2項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第18条第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し、同条第2項及び第3項、第4条の見出し及び同条第3項、第5条（見出しを含む。）、第6条の見出し、同条第1項及び第2項並びに第7条の見出し	太陽光発電事業計画	変更認定太陽光発電事業計画
第3条第1項	太陽光発電事業計画は	認定太陽光発電事業計画の変更に係る計画（以下この条から第7条まで及び第10条において「変更認定太陽光発電事業計画」という。）は
第3条第3項	条例第11条第1項第10号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第10号
第3条第4項	条例第3条第2項第10号の規則で定める事項は	変更認定太陽光発電事業計画の記載事項は、条例第3条第2項第1号から第9号までに掲げる事項のほか
第4条第1項及び第2項、第6条第1項第1号及び第3項並びに第7条第3項第1号	太陽光発電事業実施予定者	認定太陽光発電事業実施者
第4条第1項及び第2項並びに第7条第4項第1号	条例第4条	条例第18条第4項において準用する条例第4条
第5条及び第6条第1項第2号	条例第5条	条例第18条第4項において準用する条例第5条
第5条	ならない。	ならない。ただし、知事が、自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上影響を及ぼすおそれがほとんどないと認めるときは、当該説明会を省略することができる。
第6条第1項	条例第6条	条例第18条第4項において準用する条例第6条

第6条第2項	条例第8条	条例第18条第4項において準用する条例第8条
	条例第3条第1項	条例第18条第1項
第7条第1項	条例第7条第1項	条例第18条第4項において準用する条例第7条第1項
第7条第2項	条例第7条第2項及び第3項	条例第18条第4項において準用する条例第7条第2項及び第3項
第7条第3項	条例第7条第1項第3号	条例第18条第4項において準用する条例第7条第1項第3号
第7条第4項	条例第7条第2項第3号	条例第18条第4項において準用する条例第7条第2項第3号
第7条第5項	条例第7条第3項本文	条例第18条第4項において準用する条例第7条第3項本文
第7条第6項	条例第7条第3項ただし書	条例第18条第4項において準用する条例第7条第3項ただし書
	、条例第3条第1項	、条例第18条第1項
第8条	条例第10条第1項	条例第18条第4項において準用する条例第10条第1項
第9条第1項	条例第11条第1項第8号	条例第18条第4項において準用する条例第11条第1項第8号
第10条	条例第11条第4項	条例第18条第4項において準用する条例第11条第4項
第10条第2項第2号	に定める太陽光発電事業の内容及びその実施時期	変更の概要

(地位の承継)

第16条 条例第19条第4項の規定による届出は、別記第16号様式によるものとする。

2 条例第19条第4項の規則で定める日は、承継の日から起算して30日とする。

3 条例第19条第5項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- (1) 条例第19条第1項の規定により認定太陽光発電事業実施者の地位を承継した年月日
- (2) 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 承継の原因

(立入検査の身分証明書)

第17条 条例第21条第2項の証明書は、別記第17号様式によるものとする。

(改善命令等の公表)

第18条 条例第22条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- (1) 条例第22条第1項の規定による命令の年月日
- (2) 前号の命令を受けた認定太陽光発電事業実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 第1号の命令を行った理由
- (4) 講ずべき措置の内容

(認定の取消しの公表)

第19条 条例第23条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- (1) 条例第23条第1項の規定による認定の取消しの年月日
- (2) 前号の認定の取消しを受けた認定太陽光発電事業実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ては、その代表者の氏名

(3) 第1号の認定の取消しを行った理由

(命令の公表)

第20条 条例第25条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

(1) 条例第25条第2項の規定による命令の年月日

(2) 前号の命令に違反した太陽光発電事業を実施している事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 第1号の命令に違反した事実

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第10条まで及び別記第1号様式から別記第7号様式までの規定 条例の公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日

別記第1号様式 (第3条関係)

(第1面)

太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画			備 考	
情報	氏名又は名称			
	代表者	役職		
		氏名		
	役員	役職		□別紙あり
		氏名		
		役職		
		氏名		
		役職		
住所		(〒 -)		
法定代理人	氏名			
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の有無 (太陽光発電事業実施予定者 (認定太陽光発電事業実施者) が法人である場合に記載すること。)			有・無 □別紙あり	
実施時期	太陽光発電事業の名称			
	太陽光発電事業の内容		□別紙あり	
	太陽光発電設備の合計出力		k W	
	時期	造成工事	年 月 日から 年 月 日まで	
		設置工事	年 月 日から 年 月 日まで	
発電期間		年 月 日から 年 月 日まで		
事業廃止		年 月 日		
区 事	所在地		□別紙あり	
	域 業	事業区域	m ²	
面積		うち森林 (工事前 m ² 工事後 m ²)		
太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり	
太陽光発電の設置の方法に関する事項			第3面のとおり	
太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり	
太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり	
太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項			第6面のとおり	

(第 2 面)

太陽光発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項

造成する土地の位置			<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の内容			<input type="checkbox"/> 別紙あり
	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	
	切土の土量	m ³	
	盛土の土量	m ³	
造成工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで		<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の工程			<input type="checkbox"/> 別紙あり
造成工事の施工前と 施工後の土地の形質 の変更の状況			<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事 施工者	住所		
	氏名等		
	電話番号		

(第 3 面)

太陽光発電設備の設置の方法に関する事項

太陽光発電設備の構造		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の合計出力		k W
太陽光発電設備の事業区域内の位置		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽電池に係る事項	製造事業者名	
	型式番号	
	設置枚数	枚
	太陽電池の合計出力	k W
	設置面積	m ²
	角度	度
パワーコンディショナーに係る事項	製造事業者名	
	型式番号	
	設置箇所数	箇所
	出力	k W
太陽光発電設備の設置工事の内容		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の設置工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
太陽光発電設備の設置工事の工程		<input type="checkbox"/> 別紙あり
工事施工者	住所	
	氏名等	
	電話番号	

(第 4 面)

太陽光発電事業の維持管理の方法に関する事項

発電期間	年 月 日から 年 月 日まで		
周辺環境の保全のため達成することとした環境の構成要素に係る項目、数値及び測定頻度			
設備事業区域及び太陽光発電の点検	点検の項目		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	点検の頻度		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	点検予定業者等	住所	
		氏名等	
電話番号			
事業区域の管理者	住所		
	氏名等		
	電話番号		
	管理内容		
緊急時の連絡先	住所		
	氏名等		
	電話番号		
その他の連絡先	住所		
	氏名等		
	電話番号		

(第 5 面)

太陽光発電事業の廃止の方法に関する事項

廃止予定年月日	年 月 日	
太陽光発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容		
廃棄物の処理方法		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電設備の撤去後の土地の整備方針		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の見積り		<input type="checkbox"/> 別紙あり
太陽光発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法		<input type="checkbox"/> 別紙あり

(第 6 面)

太陽光発電事業を適正に行うために講ずる措置に関する事項その他の事項

①太陽光発電事業の実施に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容（事業区域内に森林がある場合は、当該森林が現に有する公益的機能からみて太陽光発電事業の実施により土砂の流出、水害等が発生することを防止するために講ずる措置の内容を含む。）	
②太陽光発電設備の構造強度を保持するために講ずる措置の内容	
③太陽光発電事業の実施に伴い生じる環境影響に対して講ずる措置の内容	
④事業区域に係る景観計画に定める良好な景観の形成のために講ずる措置の内容	
⑤太陽光発電事業の実施に際して関係法令及び関係法令に基づく命令、関係する府県の条例及び当該条例に基づく命令並びに当該事業区域を管轄する市町村の条例及び当該条例に基づく命令の規定に違反しないために講ずる措置の内容	
⑥太陽光発電事業の実施と、県が定める基本計画等その他太陽光発電事業に係る計画及び当該事業区域を管轄する市町村が定める太陽光発電事業に係る計画との整合性を確保するために講ずる措置の内容	
⑧反射光による周辺的生活環境への影響に係る説明	

別記第2号様式 (第4条関係)

太陽光発電事業計画の案の作成に係る事前協議申出書

年 月 日

様

住 所 (〒 -)

申出者

氏 名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (以下「条例」という。) 第4条の規定により、太陽光発電事業計画の案を作成するに当たり、関係書類を添えて協議します。

実施を予定している太陽光発電事業の概要			備考
情報 太陽光 発電事 業	太陽光発 電事業の 名称		
	事業区域	所在地	
面積		m ²	
事項 太陽光 発電設 備に 関す	太陽光発 電設備の 概要	設備の合計出力	k W
		パネル設置枚数	枚
		設置面積	m ²
	F I T 法 認定状況	認定年月日	年 月 日
		認定番号	
		設備ID	
	発電出力	k W	

備考

- 1 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。
- 2 知事が別に定める書面を添付すること。

別記第3号様式 (第6条関係)

太陽光発電事業計画の公表に関する通知書

年 月 日

様

住 所 (〒 -)

通知者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第6条の規定により太陽光発電事業計画の公表をいたしましたので、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり通知します。

対象となる太陽光発電事業計画

太陽光発電事業計画の名称		
太陽光発電設備の合計出力 (kW)		
事業区域の所在地		
公表した場所	インターネット (概要)	
	縦覧の場所	名称
		住所

備考 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。

別記第4号様式 (第7条関係)

(第1面)

太陽光発電事業計画認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

申請者

氏 名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (以下「条例」という。) 第7条第1項の規定により、太陽光発電事業計画の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

実施した説明会の概要		第2面のとおり
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (FIT法) の認定情報	認定年月日	年 月 日
	識別番号 (認定 ID)	
	認定事業者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	認定発電設備の区分	
	認定発電設備の発電出力	kW
認定発電設備の所在地		
添付書類	①太陽光発電事業計画書	
	②説明会を実施したことを証する書面 (第2面に添付すること。)	
	③条例第4条に規定する協議の結果を記載した書面	
	④申請者が法人である場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、申請者が個人である場合は住民票	
	⑤条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨を誓約する書面	
	⑥太陽光発電事業を実施することが周辺地域の自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響について記載した書面	
	⑦その他知事が必要と認める書面	

備考 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。

(第2面)

説明会 の概要		
太陽光 発電事 業計画 の案に 対する 住民の 意見の 反映状 況	住民の意見の概要	太陽光発電事業計画の案への反映状況の概 要

※手数料欄

別記第5号様式 (第7条関係)

誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

申請者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

申請者は、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第11条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

備考 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。

別記第6号様式 (第7条関係)

環境影響調査書

太陽光発電事業の名称			
事業区域	所在地		
	面積		m ²
太陽光発電設備の合計出力			kW
太陽光発電事業実施予定者 (認定太陽光発電事業実施者)の氏名又は名称			
調査を行った者の氏名又は名称			
環境の構成要素のうち(以下、「環境要素」という。)、実施しようとする太陽光発電事業の内容を勘案し、当該太陽光発電事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った項目(以下、「環境影響調査項目」という。)			別紙のとおり
環境影響調査項目の現況及びその把握の方法			別紙のとおり
太陽光発電事業を実施することが環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した自然的状況及び社会的状況			別紙のとおり
太陽光発電事業を実施することにより予測される環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法			別紙のとおり
太陽光発電事業を実施することが環境に及ぼす影響の程度を分析した結果			別紙のとおり
環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)			別紙のとおり
環境要素のうち、環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由			別紙のとおり
その他太陽光発電事業を実施することが環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項			別紙のとおり
太陽光発電事業に係る総合的な環境影響の評価結果			別紙のとおり

別記第7号様式 (第8条関係)

意見書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

意見提出者

氏 名

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第10条第1項の規定による意見は、次のとおりです。

太陽光発電事業計画 意見の対象となる (認定)	太陽光発電事業の名称	
	太陽光発電事業実施 予定者 (認定太陽光 発電事業者) の名称	
	事業区域の所在地	
(認定)太陽光発電事業計画と意見提出者の関係 (利害関係の内容)		
自然環境、生活環境、景観等環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地からの意見		

別記第8号様式 (第11条関係)

工事着手届出書 (造成工事)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電事業の名称				
事業区域の所在地				
工事着手予定年月日		年	月	日
工事完了予定年月日		年	月	日
工事施 工者	住 所			
	氏 名			
連絡先	住 所		電話番号	
	所 属		担当者名	

備考 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。

別記第9号様式 (第11条関係)

工事着手届出書 (設置工事)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

太陽光発電事業の名称				
事業区域の所在地				
工事着手予定年月日		年 月 日		
工事完了予定年月日		年 月 日		
工事施 工者	住 所			
	氏 名			
連絡先	住 所		電話番号	
	所 属		担当者名	

備考 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。

別記第10号様式 (第11条関係)

造成 (設置) 工事完了届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

造成 (設置) に係る工事が完了したので、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第
11 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	

備考 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。

別記第11号様式 (第14条関係)

太陽光発電事業の廃止に関する実施計画届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第16条第3項 (同条例第24条第2項において準用する場合を含む。) の規定により、太陽光発電事業の廃止に関する実施計画を定めたので、関係書類を添付して届け出ます。

太陽光発電事業計画の概要			備考
太陽光発電 事業の名称			
事業区域	所在地		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	面積	m ²	
太陽光発電 設備の概要	合計出力	k W	
	パネル設置枚数	枚	
	設置面積	m ²	
太陽光発電 事業の廃止	発電終了の時期	年 月 日	
	廃止時期	年 月 日	
	廃止の理由		<input type="checkbox"/> 別紙あり

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 2 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第 14 条第 1 項各号に掲げる措置を記載した書面を添付すること。

別記第12号様式 (第14条関係)

太陽光発電事業廃止完了届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第16条第3項 (同条例第24条第2項において準用する場合を含む。) の規定により定めた太陽光発電事業の廃止に関する実施計画に従い事業を廃止したので、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例施行規則第14条第4項の規定により届け出ます。

廃止の対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	

備考 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。

別記第13号様式 (第15条関係)

(第 1 面)

太陽光発電事業計画変更認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

申請者

氏 名

印

(法人にあっては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第18条第1項の規定に基づき、変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更の対象となる太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	
認定を受けた年月日	年 月 日
発電開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日 : 年 月 日)

変更の概要

備考

- 1 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。
- 2 変更の前後を明示した太陽光発電事業計画及び図面等を添付すること。

※手数料欄

別記第14号様式 (第15条関係)

認定太陽光発電事業計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び
代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第18条第2項の規定により関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

変更の対象となる認定太陽光発電事業計画

太陽光発電事業の名称	
太陽光発電設備の合計出力 (kW)	
事業区域の所在地	
認定を受けた年月日	年 月 日
発電開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日 : 年 月 日)

変更の概要

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 2 変更の前後を明示した太陽光発電事業計画及び図面等を添付すること。

(第2面)

		変更前	変更後	備考
代表者	役職			□別紙あり
	氏名			
役員	役職			□別紙あり
	氏名			
	役職			
	氏名			
	役職			
	氏名			
住所				□別紙あり
法定代理人	氏名			□別紙あり
株主・出資者	氏名			□別紙あり
備考				

別記第16号様式 (第16条関係)

承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 (〒 -)

届出者

氏 名

印

(法人にあつては、名称、代表者の役職・氏名及び代表者の印)

電話番号

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第19条第4項の規定により関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定太陽光発電事業計画	太陽光発電事業の名称		
	太陽光発電設備の合計出力 (kW)		
	事業区域の所在地		
	発電開始の有無		<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日: 年 月 日)
承継の内容	承継の年月日		年 月 日
	被承継者	氏名又は名称	
		住 所	
承継の原因			

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつては、その代表者) が署名することができる。
- 2 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条第4項第3号に規定する書面及び承継の事実を証する書面を添付すること。

別記第17号様式 (第17条関係)

(表)

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例
第 21 条第 2 項の規定による証明書



写真

所属

氏名

年 月 日生

年 月 日交付

和歌山県知事

印

(裏)

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第 21 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定太陽光発電事業実施者に対し、その業務の状況、太陽光発電設備及び事業区域内の土地の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定太陽光発電事業実施者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、太陽光発電設備その他の物件の検査をさせることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

和歌山県規則第18号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則 (昭和54年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(フィルタリングサービスを利用しない正当な理由及びフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない正当な理由)

第15条 条例第21条の7第2項第3号の規則で定める正当な理由は、保護者が同項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年に有害情報を閲覧させないよう監督できることとする。

2 条例第21条の7第3項第3号の規則で定める正当な理由は、保護者が同項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年に有害情報を閲覧させないよう監督できることとする。

第16条中「第21条の7第3項」を「第21条の7第4項」に改める。

第18条の見出し中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条中「第21条の9第2項」を「第21条の9第1項」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同条第4号中「携帯電話インターネット接続契約」を「条例第21条の7第2項に規定する契約」に改め、同条を同条第2号とし、同条の次に次の1号を加える。

(3) 条例第21条の7第3項に規定する契約に係る特定携帯電話端末等が備える通信機能

第18条中第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 保護者が、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第21条の7第3項各号のいずれかに該当することを記載した書面を携帯電話インターネット事業者等に提出しなければならないこと。

第19条第1項中「第21条の9第3項」を「第21条の9第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「第21条の9第3項」を「第21条の9第2項」に改め、「いずれかの」を削り、同項第2号中「病気」を「疾病」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 保護者が、条例第21条の7第2項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年に有害情報を閲覧させないよう監督できること。

第19条第3項中「第21条の9第3項」を「第21条の9第2項及び第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第21条の9第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 就労している青少年が、フィルタリング有効化措置を講じた場合に当該青少年の就労に著しい支障が生じること。

(2) 障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリング有効化措置を講じた場合に当該青少年の日常生活に著しい支障が生じること。

(3) 保護者が、条例第21条の7第3項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用の状況を適切に把握し、当該青少年に有害情報を閲覧させないよう監督できること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則 (昭和58年和歌山県規則第79号) の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加える。

第6条中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業」に、「旅館営業又は簡易宿所営業」を「下宿営業」に改め、「、下宿営業については別記第11号様式」を削る。

第7条中「。以下「条例という。）」第3条第2項第1号」を「) 第3条第3項第1号」に改める。

別記第1号様式中

申請者が旅館業法第3条第2項第1号から第3号まで該当することの有無	有 ・ 無	を
-----------------------------------	-------	---

申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	有 ・ 無	該当の場合 その内容	に改める。
----------------------------	-------	---------------	-------

別記第2号様式及び別記第3号様式中「第3条の2」を「第3条の2第1項」に改める。

別記第4号様式中「第3条の3」を「第3条の3第1項」に、「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号(第7号を除く。）」に改める。

別記第5号様式中「旅館営業許可申請事項」を「旅館業営業許可申請事項」に改め、「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を削り、同様式備考1(2)中「変更事項」を「営業施設の構造設備の変更の場合は、変更事項」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を削る。

別記第8号様式中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を削る。

別記第9号様式を削る。

別記第10号様式中

「旅館・簡易宿所営業宿泊者名簿」を「旅館・ホテル営業
簡易宿所営業 宿泊者名簿」に改め、

同様式を別記第9号様式とし、別記第11号様式を別記第10号様式とする。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第2条第4号、第7条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この規則の施行の日前において、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項の規定による許可の申請をしようとする際に必要となる申請書及びその添付書類の作成については、この規則による改正後の旅館業法施行細則の規定の例により行うことができる。

和歌山県規則第20号

和歌山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則

和歌山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則 (平成5年和歌山県規則第38号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

和歌山県規則第21号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則 (昭和38年和歌山県規則第77号) の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(貸与の対象となる看護師養成所の課程)

第3条の2 条例別表看護師修学資金の項の規則で定める県内看護師養成所が置く課程以外の課程は、定時制の課程 (夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程をいう。第4条の2の表において同じ。) とする。

第4条の2の表を次のように改める。

修学資金の名称	貸与月額
保 健 師 修 学 資 金	(1) 左欄の修学資金の貸与の対象者であって、保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第21条第1項第1号に規定する大学 (私立の大学であって、保健師養成所であるものに限る。) に在学する者 50,000円 (2) (1) 以外の者 30,000円
助 産 師 修 学 資 金	(1) 左欄の修学資金の貸与の対象者であって、保健師助産師看護師法第21条第1項第1号に規定する大学 (私立の大学であって、助産師養成所であるものに限る。) に在学する者 50,000円 (2) (1) 以外の者 30,000円
看 護 師 修 学 資 金	(1) 左欄の修学資金の貸与の対象者であって、保健師助産師看護師法第21条第1項第1号に規定する大学 (私立の大学であって、看護師養成所であるものに限る。) に在学する者 50,000円 (2) 左欄の修学資金の対象者であって、定時制の課程に在学する者 36,000円 (3) (1) 及び (2) 以外の者 30,000円
准看護師修学資金	20,000円

第8条の2中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のいずれかに該当する訪問看護ステーション

ア 健康保険法施行規則 (大正15年内務省令第36号) 第69条に規定する訪問看護ステーション

イ 介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第9条第2号に規定する訪問看護ステーション

第8条の3第1項の表を次のように改める。

修学資金の名称	業務
保 健 師 修 学 資 金	前条各号に掲げる県内の施設において行う、保健師の業務、助産師の業務又は看護師の業務
助 産 師 修 学 資 金	前条各号に掲げる県内の施設において行う、助産師の業務、保健師の業務又は看護師の業務
看 護 師 修 学 資 金	前条各号に掲げる県内の施設において行う看護師の業務、保健師の業務又は助産師の業務

准看護師修学資金

前条各号に掲げる県内の施設において行う准看護師の業務

第8条の3第2項中「看護師の業務」を「、看護師の業務、保健師の業務又は助産師の業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条の2及び第8条の3の規定は、この規則の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に初めて貸与の決定を受けた者であって、同日以後に引き続き貸与を受けているものについては、なお従前の例による。

和歌山県規則第22号

和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則を次のように定める。

平成30年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、県内における精神科の診療業務に従事する医師の確保及び充実に図るため、県外において精神科の診療業務に従事する医師又は県外に居住し、精神科の診療業務に従事した経験のある医師で、県内の公立病院に新たに勤務し、精神科の診療に従事しようとするものに対し、予算の範囲内において和歌山県精神科医師確保研究資金（以下「研究資金」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象者)

第2条 研究資金の貸与を受けることができる者は、県外において精神科の診療業務に従事する医師又は県外に居住し、精神科の診療業務に従事した経験のある医師で、次条に規定する県内公立病院に新たに勤務し、精神科の診療に従事しようとするものとする。

(県内公立病院)

第3条 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例（平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。）本則の表精神科医師確保研究資金の項の規則で定める県内の公立病院（以下「県内公立病院」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関に該当する病院であり、かつ、県又は市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合を含む。）の開設するもの（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床を有するものに限る。）であって、知事が指定するものとする。

(貸与の額等)

第4条 研究資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を貸与する。

(1) 第1号資金 150万円

(2) 第2号資金 300万円

2 研究資金の利率は、年0.3パーセントとする。

(貸与の申請)

第5条 研究資金の貸与を受けようとする者は、和歌山県精神科医師確保研究資金貸与申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 第2条に規定する対象者であることを証する書面

(3) 連帯保証人となるべき者の保証書 (別記第3号様式)

(4) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの
(連帯保証人)

第6条 研究資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

2 連帯保証人は、研究資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
(選考及び貸与の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、審査の上、研究資金の貸与の適否について決定する。

2 知事は、前項の決定をしたときは、申請者に通知する。
(借用証書)

第8条 前条第1項の決定により研究資金の貸与を受ける者は、和歌山県精神科医師確保研究資金借用証書 (別記第4号様式) を知事に提出しなければならない。

(研究資金の交付)

第9条 研究資金は、第4条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を一括して本人に交付するものとする。

(診療業務従事期間の年数)

第10条 条例本則の表精神科医師確保研究資金の項免除の条件の欄第1号の規則で定める年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

(1) 第1号資金 1年

(2) 第2号資金 2年

(返還債務の免除)

第11条 条例の規定により研究資金の返還債務の免除を受けようとする者は、和歌山県精神科医師確保研究資金返還免除申請書 (別記第5号様式) に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、これを当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定通知等)

第12条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、研究資金の返還債務の免除の適否について決定する。

2 知事は、前項の決定をしたときは、申請者に通知する。
(期間の計算方法)

第13条 条例本則の表精神科医師確保研究資金の項免除の条件の欄第1号の県内公立病院において精神科の診療業務に従事した期間を計算する場合は、県内公立病院において精神科の診療業務への従事を開始した日の属する月から当該精神科の診療業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの期間の月数により計算するものとする。この場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月から当該休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの期間の月数を控除するものとする。

(返還)

第14条 研究資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該研究資金及びその利息を返還しなければならない。

(1) 県内公立病院において精神科の診療に従事しなかったとき。

(2) 研究資金の貸与を辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 心身の故障のため精神科の診療業務への従事を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(5) 研究資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 前項の利息は、研究資金の貸与を受けた日の翌日から前項各号に規定する事由が生じた日までの日数に応じて第4条第2項に規定する利率により計算した額とする。この場合において、閏(じゅん)年にあっても1年を365日として計算するものとする。

(延滞利息)

第15条 研究資金の貸与を受けた者は、当該研究資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、研究資金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(返還債務の猶予)

第16条 知事は、研究資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、返還債務の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 疾病、災害その他やむを得ない事由があるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が猶予すべき特段の事由があると認めたとき。
- 2 前項の規定により猶予を受けようとする者は、和歌山県精神科医師確保研究資金返還猶予申請書(別記第6号様式)に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があったときは、審査の上、研究資金の返還の猶予の適否について決定する。
- 4 知事は、前項の決定をしたときは、申請者に通知する。
- 5 知事は、第3項の規定により返還の猶予を受けた者が、当該猶予の決定に係る事由に該当しなくなったときは、当該猶予の期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(届出)

第17条 研究資金の貸与を受けた者で研究資金の返還が完了していないものは、次の各号のいずれかの事項に該当するときは、届出書(別記第7号様式)にその該当する事実を証する書面を添えて、これを当該事実の生じた日から30日以内に知事に届け出なければならない。ただし、第3号(第14条第1項第3号に係る部分に限る。)に該当するときは、連帯保証人が遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は連帯保証人が死亡したとき、若しくは連帯保証人に対する破産手続開始の決定があったとき。
- (3) 第14条第1項第1号から第3号までのいずれかの返還事由に該当するとき。

(補足)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

和歌山県精神科医師確保研究資金貸与申請書					
※受付番号	第 号	※受付年月日	年 月 日		
※貸与年月日	年 月 日	※決定	貸与決定番号	第 号	
			貸与額	円	
申 請 者	住 所 及 び 電 話 番 号	〒 TEL			
	氏名 (ふりがな) 生 年 月 日	年 月 日生			
	診 療 科	精神科			
履 歴	年月日	事 項	連 帯 保 証 人	住所及び 電話番号	〒 TEL
		大学卒業から記載すること。		氏名等 (申請者との関係)	男・女 (続柄:) 年 月 日生
				住所及び 電話番号	〒 TEL
				氏名等 (申請者との関係)	男・女 (続柄:) 年 月 日生
申請理由 (この研究資金を活用して行おうとする研究のテーマ及びその内容等を記載すること。)					

注 ※印欄は、記入しないこと。

和歌山県精神科医師確保研究資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人氏名

印

記

添付書類

- 1 誓約書(別記第2号様式)
- 2 第2条に規定する対象者であることを証する書面
- 3 連帯保証人となるべき者の保証書(別記第3号様式)
- 4 1~3に掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

備考

- 1 2の書類については、医師免許証(写し)、住民票(写し)、医療機関の在職証明書(精神科の診療業務の従事経験を証するもの)等を添付すること。
- 2 4の書類については、申請者が次のいずれかに該当する場合に限り、その指定を受け、又はその資格を有することを証する書面を添付すること。
 - (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項に規定する精神保健指定医の指定を受けている者
 - (2) 公益社団法人日本精神神経学会が認定する精神科専門医の資格を有する者

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

和歌山県精神科医師確保研究資金の貸与を受けることとなった上は、和歌山県精神科医師確保研究資金貸与規則 (平成30年和歌山県規則第22号) の条項を堅く守ることはもちろん、貸与後 (1年・2年) 以上県内の公立病院において精神科医師として精神科診療業務に従事することを誓います。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

㊞

別記第3号様式 (第5条関係)

保 証 書

本人住所
氏名 ㊟

上記の者が貸与を受ける和歌山県精神科医師確保研究資金については、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

和歌山県知事 様

連帯保証人住所
氏名 ㊟

連帯保証人住所
氏名 ㊟

区 分	連帯保証人	連帯保証人
氏 名		
生 年 月 日		
職 業 (勤務先の名称)		
年 収 (税込み)		
申請者との関係		

別記第4号様式 (第8条関係)

和歌山県精神科医師確保研究資金借用証書

収
入
印
紙

金 円 也

和歌山県精神科医師確保研究資金として、貸与金を上記のとおり借用します。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

㊞

上記の者が受ける研究資金については、本人と連帯してその債務を負担します。

連帯保証人氏名

㊞

連帯保証人氏名

㊞

別記第5号様式 (第11条関係)

和歌山県精神科医師確保研究資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた資金の種類と額	第1号資金 ・ 第2号資金 (いずれかに○を付けること。) 円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
4 やむを得ない理由により精神科の診療に従事できなかった期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
5 資金の用途 (支出内容を記載すること。)		
6 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県精神科医師確保研究資金の返還の債務免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p>		

注 死亡の場合にあっては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第6号様式 (第16条関係)

和歌山県精神科医師確保研究資金返還猶予申請書	
返 還 未 済 額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする理由	
<p>上記のとおり和歌山県精神科医師確保研究資金の返還の猶予を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: right;">決定番号 第 号 住 所 氏 名 印</p>	

別記第7号様式 (第17条関係)

届 出 書	
届 出 事 項	
届出事項の発生 年月日	
届 出 内 容	

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

決定番号 第 号

住 所

氏 名

